⑵　試験機器が事業者特有の信号を定期的に受信して制御する場合にあっては、最長の動作時間を記載する。
⑶　２及び４で用いる外部試験装置は、中継する携帯無線通信方式のうち、試験を行う方式に対応した基地局信号を通信可能であること。
⑷　試験を行う携帯無線通信方式の制御信号は、工事設計書に記載すること。

別表第八十六　証明規則第２条第１項第11号の19に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　認証における特性試験の場合
⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差については温湿度試験及び振動測定を行う。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　認証における特性試験の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合は、定格電圧で測定を行う。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定を行う。

３　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。

４　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が明記されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。

５　測定器の精度と較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。
⑵　測定用スペクトル分析器は掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」等に記載されている設定ができるものに限る。

６　本試験方法の適用対象

本試験方法は、内蔵又は付加装置により次に掲げる機能を有する設備に適用する。

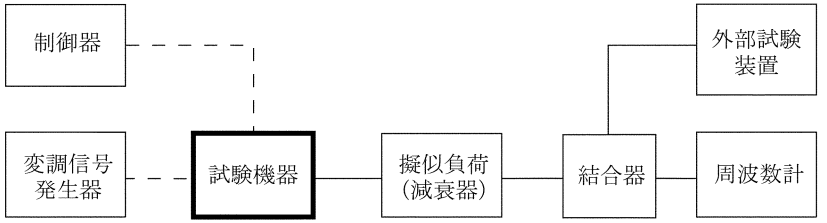
⑴　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能
⑵　試験しようとする周波数を固定して送信する機能
⑶　規定のチャネルの組合せ及び数で変調し、最大出力状態に設定する機能

７　その他の条件

⑴　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、陸上移動局を模擬する無線局の場合は、本試験方法を適用する。
⑵　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。
⑶　外部試験装置は、試験機器と回線接続ができ、また、試験用動作モード及び空中線電力の制御等が可能な装置又は試験に必要な信号を試験機器に与える信号発生器とする。
⑷　外部試験装置を接続しなくても送信可能なものは、フリーランの状態で測定することができる。

二　周波数の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　周波数計は、波形解析器を用いる。なお、周波数計に波形解析器が内蔵されていない場合は、波形解析器を有した外部試験装置を追加接続する。
⑵　周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の１／10以下の確度とする。

３　試験機器の状態

⑴　外部試験装置より試験信号を加える。
⑵　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

４　測定操作手順

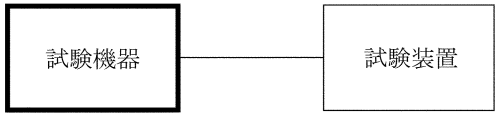
試験機器の周波数の測定を行う。

５　試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。また、割当周波数に対する許容偏差をHz単位で記載する。

三　振動試験

１　測定系統図



２　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。
⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

３　測定操作手順

⑴　試験機器を取付治具等により振動試験機の振動板に固定する。
⑵　振動試験機により試験機器に振動を加える。ただし、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、次のとおりとする。

ア　全振幅３㎜、毎分300回以下（以下このアにおいて「最低振動数」という。）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間加える。この場合において、加える振動数については、最低振動数から毎分500回まで、毎分500回から最低振動数までの順序に振動数を掃引するものとする。

イ　全振幅１㎜、毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、毎分500回から毎分1,800回まで、毎分1,800回から毎分500回までの順序で、振動数を掃引するものとする。